

# 小沢氏起訴 来月までに結論濃厚 審査会、弁護士を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引事件で、東京第五檢察審査会の審査を補助する弁護士が選ばれたことが分かった。2004年、05年分の政治資金収支報告書をめぐる政治資金規正法違反(虚偽記載)容疑について、小沢氏を強制的に起訴するかどうかの審査が本格化するとみられ、10月末までに結論が出る公算が大きい。

小沢氏を不起訴(嫌疑不十分)とした東京地検特捜部の処分に対し、同審査会は4月に「起訴相当」の議決を出した。再捜査した特捜部が5月に改めて不起訴にしたため、2回目の審査に移ることになった。

檢察審査会法の規定で、2回目の審査には、法的なアドバイスをする弁護士が審査補助員として必ず立ち会うこと

になっている。審査会関係者によると、弁護士会内部での人選を経て、この審査補助員が選ばれたという。

4月に議決した11人の審査員は、7月末に5人が任期を終えて全員が入れ替わった。10月末にはまた6人の任期が切れるため、それまでに議決を出すと思われる。11人のうち8人以上が賛成して「起訴すべきだ」と議決(起訴議決)をすれば、小沢氏は東京地裁が指定した弁護士により強制的に起訴される。

## 読売新聞 2010年9月8日 夕刊

### 陸山会事件 審査会、補助員を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の政治資金規正法違反事件を審査している東京第五檢察審査会が、審査員に法律

的な助言をする審査補助員の弁護士を選任したことが関係者の話でわかった。同審査会は4月、陸山会

の2004、05年分の収支報告書の虚偽記入容疑について、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部による再度の不起訴を受け、現在、小沢氏を強制起訴するかどうかを決める第2段階の審査に入っている。檢察審査会法は、第2段階の審査に審査補助員が立ち会うよう義務付けている。審査補助員の選任によって審査は本格化する見通しで、審査員11人のうち6人が交代する10月下旬までに議決が出される公算がさらに大きくなった。